

檜隈寺者、奉爲欽明天皇所創建大伽藍也、北邊礎石所ノ存在故。

〔波夫理和射乃考〕砂礫を以て陵上を葺くといふは、何の料にしたるにかいまだ考へず、されど前王廟陵記云、山科陵天皇在鏡山麓陵四面野名御廟野、陵狀有八角石壇、上在六角丘皆以硬礫築之、壇周廻亦敷硬礫、樹木叢生、とあるも同じ造狀なるべければ、此御世の頃はなべて然せる制度なりけむと思はる、大柱を建るも何の用なるかしらず、字典に釋氏は家上立柱といふは（はれず、又陵土の崩頽爲にものせらるゝ事ながら、さるこさいも思ひ）いへる趣なり、信濃國諏訪神社上諏訪に拜殿は有れど宮作はなく、社地に大なる石窟あるを神の坐所と申して、其四隅に大なる柱を立て、此を御柱と云て宮に擬へたり、此柱を七年に一度づゝ立替あり、其祭を御柱祭といふ、木は杉檜柏櫟何にても大木を用ふる例なり（には平田篤胤の古史傳にはいへる）、云を按ふに古へは山陵を神靈の坐所としつるものと通ゆれば、大きなる柱を建て、即神祭の料とせるにやあらむ、何にも由ありげなり。

〔延喜式二十九〕河内磯長中尾陵（譯語田宮御宇敏達天皇中略兆域東西三町南北三町）

〔扶桑略記三十六〕十四年八月十五日、天皇春秋廿四歳崩、山陵河内國石川郡磯長中尾、方三丈、

〔延喜式二十九〕河内磯長原陵（譯余池邊列櫻宮御宇用明天皇中略兆域東西二町南北三町）

〔扶桑略記三十六〕二年四月九日、天皇崩（略中推古天皇元年九月改葬河内國石河郡磯長原山陵、高三丈、方三丈）

〔延喜式二十九〕押坂内陵（高市岡本宮御宇舒明天皇中略兆域東西二町南北二町）

〔扶桑略記四十六〕十三年十月九日、天皇於百濟宮崩（略中皇極天皇三年九月改葬大和國城上郡押坂和國高市郡、高二丈）

〔延喜式二十九〕押坂内陵（高市岡本宮御宇舒明天皇中略兆域東西二町南北六町）

〔扶桑略記四十六〕十三年十月九日、天皇於百濟宮崩（略中皇極天皇三年九月改葬大和國城上郡押坂和國高市郡、高二丈）